

## 令和2年度 社会福祉審議会総会 会議録

1 開催日時 令和3年3月29日（月） 午後2時00分～3時20分

2 開催場所 大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

3 出席委員 24名

（来庁）白澤委員長、青堅委員、岡田委員、川井委員、北委員、草島委員、

小山隆委員、小山光明委員、ホンダ委員、宮川委員、吉川委員、和田委員

（Web）牧里委員長代理、石田委員、位田委員、上野谷委員、木戸委員、小池委員、佐

田委員、永岡委員、花岡委員、藤井委員、前田委員、三田委員

※委員長、委員長代理、ほか五十音順

### 事務局（稗田福祉局総務部経理・企画課長代理）

（運営方法）

まず、本日の審議会の運営について、説明させていただきます。本審議会は、白澤委員長ご承認のもと、ウェブ環境を併用し、開催しております。また、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、本審議会は公開対象となっております。後日、議事要旨とともに議事録を作成し、ホームページにて公開する予定でございます。

なお、個人または法人に関する情報などを審議する場合には、委員長におはかりし、非公開とする場合もございます。

また、本審議会の記録を作成および公開する必要上、事務局にて録音、写真及びTeams画面の録画をさせていただきます。

（出席委員の紹介）

お手元の参考資料1の委員名簿をご覧ください。まず、本会場にいらっしゃる委員の皆さまからご紹介します。（会場の委員の紹介）

続きまして、ウェブでご参加の皆さまをご紹介します。同時に、ご本人確認と映像及び音声に問題がないかの確認もさせていただきます。委員の皆さまのお名前をお呼びしますので、マイクをオンにして、お返事いただければと思います。

（ウェブ出席の委員の紹介）※音声、映像で本人確認

本日 web でご参加されております委員のみなさまにつきましては、マイク機能は必ずミュートにさせていただきますようお願いいたします。

発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただき委員長からの指名がございますまでお待ちください。発言される際は、マイクのミュートを解除していただきご発言をお願いいたします。

(欠席委員の報告)

## <議 事>

### 事 務 局 (稗田福祉局総務部経理・企画課長代理)

本日は、委員総数 29 名の過半数を超える 24 名の皆様にご出席をいただいておりますこと、大阪市社会福祉審議会条例第 6 条第 3 項により、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

(出席職員の紹介)

本日出席しております、本市の関係職員につきましては、机の上の名簿(参考資料 2)をご覧ください。

### 出海福祉局長あいさつ

皆様、本当にいつもお世話になっております。福祉局長、出海でございます。

本日は年度末の本当に何かとお忙しい中、リモートも含めまして本当に多数の委員の皆様方にこの審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また皆様方におかれましては平素から、福祉行政のみならず、大阪市政各般にわたりまして多大なるご尽力を賜っておりますことをこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

この大阪市社会福祉審議会につきましては、昨年は新型コロナウイルスの関係で一旦中止とさせていただきまして、2年ぶりの開催ということになります。本日は3つの福祉計画、1つが大阪市地域福祉基本計画。2つ目が大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画。そして3つ目が大阪市障がい者支援計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画。この3つの計画につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。これらの計画策定にあたりましてはこの間、各専門分科会におきまして、本当に多数の委員の皆様方にご参画いただき、素案の作成を行い、パブリックコメントなど、幅広く市民の方からもご意見を頂戴しながら必要な修正を加えさせていただいたところでございます。本日はその概要を報告させて

いただきまして、限られた時間ではございますが、委員会の皆様方から幅広い忌憚のないご意見を頂戴しまして、本市福祉施策の一層の推進につなげて参りたいと考えております。皆様方の引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 事務局（稗田福祉局総務部経理・企画課長代理）

それでは、以降の進行につきまして、白澤委員長にお願いしたいと存じます。白澤委員長、よろしくお願いいたします。

#### 白澤委員長

改めまして、こんにちは。去年は書面審査ということでしたが、今回は年度末の大変お忙しい中ではございますが、ハイブリッドで、ウェブと対面、こういう形で開催させていただくことになりました。今日は、各分科会で3つの計画が進められているということのご報告が中心になるかと思いますが、忌憚のないご意見をいただければというふうに思います。それでは進めさせていただきます。今日は、今申し上げましたように、3つの計画が出ているわけではございますが、まず最初に、大阪市地域福祉基本計画、これは令和3年度から5年度の3年間の策定について、でございますが、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 事務局（伊藤福祉局生活福祉部地域福祉課長）

福祉局地域福祉課長の伊藤でございます。私の方から、大阪市地域福祉基本計画につきましてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の資料1、A3版の資料になりますけれども、こちらに沿いまして、大阪市地域福祉基本計画（案）の概要につきましてご説明をさせていただきます。この地域福祉基本計画につきましては、すべての市民の生活に関わる計画ということで、その策定にあたりましては、区や関係局にも参画いただきながら、この社会福祉審議会に属します専門分科会、部会でも複数ご議論いただくとともに、大阪市の24区長からの意見も聞くなど、多くの関係者の意見を反映しながら策定を進めてきたところでございます。

それでは、計画の内容についてご説明します。資料の1の左上、1「計画の概要」をご覧ください。本計画は、各区の地域福祉を推進する取り組みをさらに強力に支援するとともに、

福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する課題や法制度等への対応を地域全体で取り組んでいくために策定しているもので、計画期間は、今回は令和3年度から5年度までの3年間というふうにしております。この1番、「計画の概要」の真ん中に表が入っていますが、こちら各区の地域福祉計画等との関係について記載している表となっております。表の上、各区の地域福祉計画につきましては、区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画というふうになっております。そして、表の下側の本計画、大阪市地域福祉基本計画につきましては、各区の地域福祉計画等を支援する基礎的な計画というふうに位置付けておりまして、全市的に共通する基本理念や基本目標、各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となる仕組みや、市全体で中長期的な視点を持って進めていくことが必要な取り組みといったところについて、その内容としております。この2つの計画を合わせまして、表の下、米印に記載しておりますように、本市においては、社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」というふうに位置付けております。また、本計画につきましては、地域という視点から、保健福祉の各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別などの違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えることを目指すものとしております。続きまして、資料の左下、2番、「本市の現状・課題」をご覧ください。本計画に記載している、統計データの一部をご紹介させていただいております。区別高齢化率の将来推計や高齢者の孤立死の感じ方、さらに、市民の地域福祉活動への参加状況について、表を交えながらご紹介をさせていただいております。続きまして、資料右側の3「法・制度の動向と本市の方針」をご覧ください。まず、国の動向といたしまして、この間、国では、子ども、高齢者、障がい者などすべての人々がその属性にかかわらず、地域暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、法改正等が続いてきたところでございます。社会福祉法につきましては、平成29年6月の改正で、市町村における包括的な支援体制づくりや地域福祉計画の策定が努力義務化されたほか、昨年6月の改正では、包括的な支援体制を作るための方法の1つとして、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の枠組みが創設されたところでございます。また、平成30年6月には、生活困窮者自立支援法が改正されておりまして、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化について規定をされております。資料の右側下の部分に、本市の方針として書かせていただいておりますが、本市としてはこういった国の動きを受けまして、これまで同様、住民相互の支え合い機能を強化するため、市社協、区社協と連携し、地域福祉活動への住民参加を促進する取り組みを進めることや、

支え合いや助け合いの視点を大切にして、誰もが役割を持って主体的に関わり続けられる活動の広がりを目指すこと、そして、生活困窮者自立支援制度を通して、断らない相談の推進や本人の状況やニーズに応じた社会資源の開発などの地域づくりに一層取り組むこと、社会的孤立や複合課題に対応するため、相談支援機関、地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みを行うなど、これまで進めてきた様々な施策をしっかりと進めていくことで、国が社会福祉法の改正で求めている包括的な支援体制の整備というものに一層取り組んでいくということを考えております。

続きまして資料の裏面をご覧ください。4番の「計画の基本理念と基本目標」でございます。こちらの上側に、「基本理念 だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」という基本理念を掲げております。こちらは第一期計画と変わらず、引き続き基本理念として掲げさせていただいているものです。そして、その下、左側に「基本目標1」、右側に「基本目標2」ということで2つの目標を置いております。基本目標1は「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」。基本目標2は「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」というふうにしております。この基本目標の2つにつきましては、内容については、前回の第一期計画と大きな変更はないんですけれども、国における定義の変化や、親しみやすい、市民に伝わりやすい表現にした方がいいのではないかという、この間の有識者の方々からのご意見を受けまして、表現を変更させていただいたものとなっております。それではまず、基本目標1「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」についてでございますが、こちらでは大きく3つの柱、住民主体の地域課題の解決力強化、地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進、最後に、災害時等における要援護者への支援という3つの柱立てをしてしております。特に、住民主体の地域課題の解決力強化というところで、世代や属性に関わらず、住民に、地域での支え合い・助け合いの意識づくりや、地域福祉活動に参加するきっかけを作り、あらゆる世代、あらゆる属性の方が地域の福祉活動に参加していくなど、誰もが地域の一員として、自分に合った役割を果たし、活躍できるような地域づくりに取り組んでいくことが重要というように考えております。続きまして右側、基本目標2「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」につきましては、こちらにも3つの柱立てをしておりまして、「相談支援体制の充実」「地域における見守り活動の充実」、そして「権利擁護支援体制の強化」というふうにしております。生活課題を抱えた方に対し、福祉の専門職がしっかりと支援をしていくことができる体制づくりというのが大切であるというふうに考えております。相談支援体制の充実としましては、令和元年度から全区

展開しております、総合的な支援調整の場、つながる場を中心とする総合的な相談支援体制の充実事業や、地域における見守りネットワーク活動の充実等を通じて、地域において、誰でもいつでも何でも相談ができて、適切な支援に結びつくような体制を全市的に作っていくことが大切であると考えております。最後に、資料下段の5番「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」をご覧ください。こちらでは、各区に共通する課題に対し、主に福祉局が取り組む施策について、3つの柱立てで記載しております。まず左側、1番「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」では、地域における見守り活動と専門的な相談支援機関による支援の相乗効果により、地域の福祉力の向上を図り、社会的孤立や複合課題を抱えた人を、早期把握・早期対応できる地域を目指すこととしております。次に、真ん中の2「福祉人材の育成・確保」では、地域福祉活動に参加する市民、福祉サービスの提供や専門的な相談支援に応じることができる福祉専門職、虐待への対応や相談支援機関の連携を主導する役割を担う行政職員、それぞれの人材の育成・確保の取り組みを進めることとしております。最後に、右側「権利擁護の取り組みの充実」では、虐待防止に関する取り組みをさらに推進するとともに、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人が自分らしく安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用促進のために、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進していくこととしております。

地域福祉基本計画（案）の内容につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 白澤委員長

はいどうもありがとうございました。大阪市地域福祉基本計画ということで、区の地域福祉計画、各区が作るビジョンと一体的なものとして、併せて市町村地域福祉計画を作っているという位置付けでのご説明をいただきました。

ご質問ご意見いかがでしょうか。ございませんでしょうか。ウェブの方でご参加いただいている委員の皆さん方、いかがでしょうか。

ないようだったら、私の方から1点お聞きしたいと思うんですが、従来大阪市は各区の地域福祉計画、福祉ビジョンを作っているという意味では、ボトムアップに各区を市全体として支えていくような計画を作るという趣旨は、非常に大事なポイントだと思ったのですが、1つ懸念があって今本文を見ていたのですが、本市の方針の中に生活困窮者自立支援制度を通じ、断らない相談の推進というのがあるんですが、この中でも書かれているようにつなが

りの場っていうところに、情報が提供される8050の事例が提供されるというのは、必ずしも生活困窮者のセンターだけじゃなくて、地域包括支援センターであるとか、あるいはケアマネージャー、多様なものが考えられると思うんですが、ここで何か、何々を通じという、生活困窮者自立支援制度を強調する根拠ってのは何かあるんでしょうか。これを教えていただければと思います。

#### 事務局（伊藤福祉局生活福祉部地域福祉課長）

生活困窮者自立支援というところをあえて書かせていただいているのは、この地域福祉基本計画の中に生活困窮者自立支援の推進にかかる項目を入れているというところもありまして、この計画の中であえて書かせていただいているところです。委員長のご指摘の通り、当然生活困窮者自立相談支援機関だけではなく、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなど様々な相談支援機関が、当然連携していきます。そちらが断らない相談支援窓口となって、つながる場等に連携されていくということはおっしゃる通りだと思いますので、そちらの連携につきましては総合相談支援体制のところ、生活困窮者自立相談支援機関にかかわらず、記載させていただいているところでございます。

#### 白澤委員長

ちなみにもしデータがあれば教えていただきたいんですが、このつながりの場というのは、まさに大阪市の大きな地域福祉計画の特徴なんですが、ここで8050とか、自分のところ或いは、サービス利用を拒否するとか、そういう形で連携を求めてくるケースのうち、地域包括支援センター、ケアマネージャー、相談支援事業所、或いは、基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援センター、こうあるわけですが、数はどちらが、どちらから流れてくるのが多いのかということをお教えいただきたい。

#### 事務局（伊藤福祉局生活福祉部地域福祉課長）

基本的には相談のあった機関ごとに統計を取らせていただいているんですが、令和元年度でいえば相談のあった機関として一番多かったのは地域包括支援センターになっております。令和2年度につきましてはまだ速報値ではあるんですけども、地域包括支援センターが一番多く、その次が生活困窮の相談支援機関というふうになってございます。

## 白澤委員長

はいどうもありがとうございます。私の質問は以上です。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

なぜ質問をさせていただいたかと言うと、今大阪市が、おそらく今年、来年は重層的支援体制整備事業を多分アプライするんだろうと思うんですが、それもちよっとわからないですが、いずれにしても、そういう、1つの相談機関でカバーできないようなものをどういうふうに対応していくのかというのをつなぎの場というところでカバーしようとしている。そこが、いろんな相談機関がレベルを上げてそこにつなげてくれるという仕組みが大事だというふうに思っているの、そういう質問をさせていただいた次第でございます。

よろしいでしょうか。他にないようでありましたら、第1番目の報告につきましては、ご承認をさせていただくというようにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

続きまして、議題の2でございますが、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、これも3年度、3年間の計画でございますが、それについて事務局から説明をお願いします。

## 事務局（新原高齢者施策部高齢福祉課長）

福祉局高齢福祉課長、新原でございます。着座にて失礼いたします。それでは私の方から、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要についてご説明をさせていただきます。この計画策定にあたりまして、区や関係部局にもご参画いただきながら、また、本審議会の高齢者福祉専門分科会、またその中に設置をしております、保健福祉、介護保険、認知症施策と、3各部会で数回、各々ご議論をいただくなど、多くの関係者のご意見を頂戴しながら策定をさせていただいたというところでございます。

では、資料2といたしまして、横長の資料でございますけれども、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、令和3年度から令和5年度（案）の概要についてご説明を始めさせていただきます。資料を見ていただきまして、大きな項目の1でございますが、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは」のところにお示しをしております通り、高齢者に関する保健・福祉施策及び介護保険事業等を包含した総合的な計画として、両計画を策定し、取り組みを進めているところでございます。第8期の計画は、令和3年度から令和5年度までの期間を計画期間といたしまして、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年、団

塊世代ジュニアが65歳以上の高齢者となる令和22年を見据えた計画としているところがございます。大きな項目の2をご覧ください。「大阪市の高齢化の現状と将来推計」でございます。そこでグラフ等でお示しをしておりますが、今後も高齢者、特に後期高齢者が増加することに伴いまして、要介護認定者、また、一人暮らし高齢者、認知症高齢者などが増加することが見込まれているところがございます。大きな項目の3をご覧ください。「高齢者に関する各種調査結果の概要」についてでございます。こちらでもグラフでお示しをしておりますけれども、この結果から、人生の最終段階で過ごしたい場所、介護が必要となったときに希望する暮らし方では、自宅で暮らしたいという方が多いという状況でございます。このことから、高齢者が医療や介護を必要とする状態になった場合でも、住みなれた地域で日常生活を送ることができるよう、地域支援事業や地域密着型サービスを活用しました施策の充実を図るとともに、医療、介護の連携をはじめとする支援体制の構築が必要でございます。続きまして、大きな項目4をご覧ください。国の動きでございますけれども、令和2年度、介護保険制度の改正のポイントをお示ししております。介護保険制度の改正を受けた計画策定の基本指針の充実項目といたしまして、2025年、2040年を見据えたサービス、人的基盤の整備、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進、災害や感染症対策にかかる体制整備など、7つの項目が国から示されているところがございます。また、右側の図で、介護保険制度改革の3つの柱につきましても、国から示されているところがございます。こうしたことなどを踏まえまして、大きな項目の5に示している通り、計画の基本的な考え方をもとに、次の大きな項目の6「第8期計画における取組み方針」といたしまして、介護予防・地域づくりの推進、その中で介護予防の推進など、また、地域包括ケアシステムの推進、災害、感染症発生時の体制整備など7項目を挙げまして、右側に記載の「大阪市の高齢者施策の体系」の基本方針、重点的な課題と取り組みとしている5つの重点課題を勘案いたしまして、第8期計画につきまして、構成をしているところがございます。

裏面をご覧ください。5つの重点課題の取り組むべき事項を各々上げております。1では、高齢者の地域包括ケア、推進体制の充実でございますが、国の基本指針を踏まえまして、在宅医療・介護連携の推進に引き続き取り組むことなど、6つの項目を記載させていただいております。次の2でございますが、「認知症施策の推進」。こちらでは、国の認知症施策推進大綱の4つの柱に沿って、4項目と弘済院について記載をしているところがございます。

3「介護予防・健康づくりの充実・推進」でございますが、介護予防、重度化防止の推進や、保健事業と介護予防の一体的な実施等4項目を記載させていただいてるところでございます。

続きまして4の「地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実」でございますが、介護予防・生活支援サービスの充実のほか、介護サービスの質の向上と確保、また、介護人材の確保及び資質の向上について記載をしているところでございます。次の5「高齢者の多様な住まい方の支援」でございますが、こちらも5つの項目を記載しております。中でも、国の基本指針でも充実項目とされまして、また、高齢者福祉専門分科会、各部会におきまして、多くの委員の皆様からご意見があった事項としまして、高齢者の多様な住まい方の支援の(5)新型コロナウイルス感染症に関する計画におきまして、感染症等に関する項目について、お示しをしているところでございます。次に大きな項目の7でございます。「自立支援・重度化防止等にかかる取組みと目標」。こちらの取組み内容と第8期の計画の目標を記載しております。大きな項目の8でございますが、介護保険給付に係る費用の見込みというところで、費用見込みに係る流れを記載いたしまして、最下段では、第1号被保険者介護保険料といたしまして、第7期の基準月額7927円から、第8期では8094円。パブリックコメント時には8110円でしたが、この保険料について記載をしているところでございます。

第7期計画からの主な変更点といたしましては、先ほどもご説明いたしましたが、国の基本方針を踏まえまして、従前から大阪市において、取組みを進め、第7期計画においても、記載をしている内容ではございますが、認知症施策の分野では、国の認知症施策大綱推進に沿った内容としておりますこと。また、災害や感染症対策に係る体制整備として、先ほどご説明いたしました、この高齢者の多様な住まい方支援の、新型コロナウイルス、感染症に関する計画への記載をしているところが見られるところでございます。その他、介護予防等の事業、保健事業と介護予防の一体的な実施等、計画の中に盛り込んでいるところでございます。時間の関係上で、簡単ではありますが、第8期大阪市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画のご説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 白澤委員長

はいどうもありがとうございました。大阪市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画ということで、4月からの3年間の計画でございますが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。はいどうぞ。

#### 岡田委員

これは高齢者福祉分科会でもかなり議論させていただいて、こういう結果になったんです

けれど。やはり非常に不安を覚えるのは、人材の確保というところをもう少し思い切って踏み込んだ議論ができなかったのか、と。といいますのは、ご案内の通り2025年にはかなりの高齢者の方が増えるとともに、認知症高齢者の方々も増えていって、その時にはやはり、きちんとした介護人材を踏まえてケアをしていかなければならない時代に入ってきて、この次の計画の策定というか、大きな岐路を迎えるんじゃないかと。そういった意味では、もう少しこの人材をどういう人々に担っていただくのか。あるいは、外国人の方々も含め、どういう人材育成をしていく方法があるのかということ、その都度議論をきちっと正確にしないと。やりがいがあるとかは非常に耳障りはいいんですけど、大阪市みたいにかなり厳しい状況になってくるのではないかと。

もう1つは、これは大阪市の特性でもあるわけですが、非常に、高齢者の中で一人暮らしでやっつけていかれている方が非常に多い。そういった方々にどういうふうな人材を持ってケアしていくのかというビジョンがなかなか見えてこない中でこれを進めていくというのが、本当にこれで大丈夫なのかなというふうに危惧しております。そのあたりは今後、ここではそこまで書いていただくことはないと思いますけれども、人材確保というのは、先ほどの地域福祉の中でも人材確保という論点として挙がっていますし、次の障がい者福祉でも、人材不足という論点があるのは明らかです。この人材についての議論は、この3つの福祉の計画の中で避けて通れない議論だということになれば、やはりこれから大阪市としてどういう人材確保をしていくのか、その戦略がどういうものなのかということは議論していかなければいけないんじゃないかという意見です。以上です。

#### **白澤委員長**

はいどうもありがとうございました。何か事務局の方でございましたらいかがでしょう。

#### **事務局（新原高齢者施策部高齢福祉課長）**

ありがとうございます。確かにご指摘の通り、2025年、2040年を迎えるにあたり、いわゆる介護人材、支え手側の減少ということもございます。また、高齢者の増加、認知症の方の増加、一人暮らしの問題等々、多くの課題を抱えているというふうに認識をしているところでございますので、ご指摘いただきました通り、今後、こういった人材をどうやって確保していくのかといったことにつきましても、また皆様方のご意見を頂戴しながら、深く議論して参りたいと考えております。ありがとうございます。

## 白澤委員長

よろしいでしょうか。私も他の委員会で、何も介護人材だけじゃなく、専門職全体がもう今足りないという状況が起こっているわけですから。同時に職場環境をどういうふうに整えて、まあこれは大阪市がやる政策と府の政策との絡みというのものもあるんだろうと思うけど。職場環境であるとか、今回国も、例えば人材のカウントについて非常勤でも、例えば、介護保険の中では、出産等で休暇を取る場合に非常勤でカバーできるような議論も出てきているということでございますので、できるだけ職場環境を整えたりしながら、いい職場環境をどう確保して、人材の確保に当たっていくのかっていうことが1つサポートできる大きなポイントなんじゃないかと思います。これは何も高齢だけじゃなく、今、岡田委員がおっしゃっているように、全体としていい職場を作るための、働く人が働きやすい環境をどう作っていくのかということをお考えいただいて進めていただくことが大事なんじゃないかなということをお願いしておきたいと思います。意欲を出して仕事をやっていただけるような環境って大阪市は随分サポートできるんだろうと思います。他にいかがでしょうか。

## 和田委員

この2の大阪市の高齢化の現状と将来推計について、もうご承知だと思いますが、約50年にわたって、厚労省の統計だと100歳以上の人口が、右肩上がりに増えている。その裏腹に、認知症による行方不明者というのは大阪は全国で一番多いという統計が出ています。また、コロナ禍にあって、災害、感染症発生時の体制の整備について、まさにこれから3年、このコロナ禍はどのような形で収束するかわかりませんが、どのような形で盛り込まれているのか。あとこのコロナ禍において高齢者にとって、外出ができない、人と触れ合えないとフレイルという状況が。この虚弱にかかる対応というのも、ちょっとスポットが浴びているところですが。これについても、コロナ対策の一環としてどういうふうな形で位置付けられているのか、この3年計画の中でというのをお教えいただければと思います。

## 白澤委員長

事務局いかがでしょうか。コロナの関係も含めて、介護予防の難しさについて何か、どういうふうにお考えでしょうか。

#### 事務局（新原高齢者施策部高齢福祉課長）

ありがとうございます。ご指摘の通り、このコロナ禍において、様々な問題も出てきております。フレイルということを、今ご指摘を頂戴しましたけれども、私どもはこのコロナ禍におきましても、一律に外出の規制ということをしておりません。十分な感染対策をしながらということで、集える場についての活動についても支援をしてきたところでございますし、フレイル状態になることを予防するために、ケーブルテレビなどでも、百歳体操等の配信も行いながら、対応を今もしているところでございます。ただ、コロナ禍が続くということがありましたら、そういったケーブルテレビ等も活用しながら、集える場の活動が活発に継続できるように支援をしていきたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

#### 白澤委員長

よろしいでしょうか。

#### 和田委員

あと、行方不明者についてはどうでしょうか。それと先ほどご答弁にありましたように、高齢者に対する、周知徹底というか、広報そういう知らせる方法について。こういうふうに行っている、実際にこういうふうケーブルテレビでやっているというのがあれば教えていただきたい。

#### 事務局（大田認知症施策・地域包括ケア推進担当部長）

認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の大田と申します。徘徊に関しましては、コロナ以前からと申しますか、本市の取り組みとして見守りのネットワークというのがございます。また警察とも連携して、行方不明の方の情報が入りましたら登録されている方にファックスですとかメールを送って、こういった方を見かけたら連絡が来るようにとかいうような様々な取り組みの中で見守っているという状況でございます。また高齢者の方への情報発信というところですが、これにつきましては、コロナの対応の中で、非常に苦慮しておったところでございます。なかなか高齢者の方に、ホームページですとかSNSというような情報媒体が届かないという中で、各区や区社協の方、地域の方が、なかなか接触できない中でも、ポストに届けていただいたりですとか、チラシを置いていただいたりというところで、やはり紙媒体などでも周知するような工夫をされておりますし、あと電話ですね。電話をか

けて安全の確認を取っていただいたりといったことも進めております。情報をどう届けるかというのは、引き続き対応していかなければいけないと思っております。以上でございます。

#### 白澤委員長

よろしいでしょうか。認知症なんかの見守りっていうのは、大阪市としてネットワークという形でいろんなところとのネットワーク対応しているんですけど、そういう幅の広まりっていうので例えば認知症のSOS活動とか、そういうのも随分いろんな地域で行われております。ぜひ、そういうものも行政がやるというわけではなく、住民の方々がそういう活動がやれるような対応をサポートしていただければありがたいんじゃないかなというふうに思います。他にいかがでしょう。ウェブのご参加の委員の皆さん方いかがでしょう。ご質問ございませんでしょうか。あ、はいどうぞ。

#### 草島委員

私、教育の立場から申しまして、先ほどの人材の件なんですけれども、この令和4年度入試において、大阪市の高等学校が府に移管されるというような流れも聞いているんですがその中身においてですね、そういう人材を作っていくっていうコンセプトが何か見えてこないんですね、お伺いすると。定員割れの工業高校をどうするかとか商業学校をどうするかってことなんです、実際に社会がニーズとしてあげている例えば医療であるとか、看護であるとか、そういったところが高いお金をかけて民間の学校にしかいけないみたいなどころです、こういうケアをしていくときには、絶対的に人材が必要でありますので、そういったところに対して、委員会、教育委員会なんだろうかね、そういったところとこういう現場が、お互いに話し合っただけで方向性を作っていくというふうなことというのは、どこでなされているのかなっていうふうに思います。委員会はどうしても委員会だけで、そこからものを考えちゃいますので、私もそのご相談に乗ったりするんですけども、もったいないような若い人材をこれから活用していかなければ絶対にはできないと思います。その辺のところ、質問というよりは、ご検討いただけたら嬉しいなと思います。

#### 白澤委員長

はいどうもありがとうございます。なかなか介護の世界に若い人たちが、介護の専門学校等含めて、なかなか来てもらえないという状況が起こっているわけですね。そんな中で、外

国人の議論が随分出ている。そんな中でやっぱり、もう一度介護の魅力みたいなものをきちっとどこかがメッセージを出しながら、そういうところに学生が来てもらえるのか。その意味では小学校ぐらいからの教育みたいなものも大変大事なんだろうと思うんですが。なかなかそこら辺をですね、教育委員会、あるいは学校の先生方と、或いは家族、両親、そういう人たちの理解が得られるような状況っていうのをどう作っていくのか。給料も随分高くなってきたわけですが、まだ、やっぱりなかなか介護に対する魅力にはなっていない。こういうことを大阪市としても、どうやって魅力づくりをしていくのかを、今後もお考えいただきたいと、これはご意見というふうにさせていただきます。

他に、ウェブの皆さん方ございませんでしょうか。ないようでございますので、この高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましてはこれで終わりにさせていただきたいと思っております。

続きまして、最後の計画ですが、大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定についてお願いをいたします。

#### 事務局（小谷障がい者施策部障がい福祉課長）

福祉局障がい福祉課長の小谷でございます。私の方から、大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の内容について説明させていただきます。着座にて失礼します。

まず左側の上でございます、1の「次期計画の位置づけ」でございますけれども、現行の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画につきましては、令和2年度に終了すること。また、大阪市障がい者支援計画につきましては、6年計画の中間期となることから、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定及び障がい者支援計画の中間見直しとなっております。本市では、障がい施策を総合的に推進する観点から、3つの計画を一体的に策定しております。まず1つ目の障がい者支援計画でございますが、これは障害者基本法に基づく計画で、本市の障がい施策の基本的な方向性を示すもので、中長期の計画として、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としております。次に2つ目の第6期障がい福祉計画でございますが、障害者総合支援法に基づく計画で、国の基本指針に基づき、成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量とその確保のための方策を定めるもので、計画期間を令和3年度から5年度までの3年間としております。3つ目は、第2期障がい児福祉計画で、障がい福祉計画と同様に、3年間を計画期間とし、成果目標や福

祉サービス見込み量を設定しております。その下の2の「次期計画策定で考慮すべきこと」についてでございますが、ここではポイントを4点記載しております。まず1点目ですが、法改正や条例改正などの状況の変化を次期計画に盛り込むこと。2点目といたしまして、計画策定に係る国の基本指針の見直しを踏まえ、施設入所者の地域移行など、記載の7つの成果目標を設定すること。3点目といたしまして、令和元年度に実施しました、大阪市障がい者等基礎調査の結果を踏まえること。最後4点目といたしまして、新型コロナなどの新型感染症への対応。また、各会議の方でご議論いただきました結果につきまして、盛り込むこととしております。次に、右上の3「令和3年度大阪市障がい者等基礎調査の結果から見えてきた課題」といたしまして、主なものを5点挙げております。まず、災害時の対策についてですが、障がいのある人の3人に1人は備えをしていないという状況が見えてきており、災害時に備えられる啓発活動等の体制充実が求められております。2つ目は、親亡き後の支援についてですが、障がいのある方を支援する方のおよそ3人に1人が、親亡き後の支援を求められております。3つ目は、引きこもりがちな人の支援についてでございますが、家にいることが多いと回答された方の半数程度は、コンビニなど近所への外出はできると回答されておることから、何らかの支援やきっかけがあれば、外出の機会へと繋がる可能性があると考えられます。4つ目は、福祉介護人材不足への対応についてでございます。サービスの担い手の不足については、事業者利用者とも感じている現状となっております。5つ目ですが、医療的ケアの必要な児童への支援についてでございます。医療的ケアをしている方は、身体的、経済的にも負担になっており、短期入所ができる医療機関、障がい児施設等やホームヘルプサービスなどの公的な介護サービスの充実を求められております。次に下の4「基本理念・基本方針」です。現行計画と同様に、障害者基本法の基本理念に則り、右端にございます基本方針「(1) 個人としての尊重」「(2) 社会参加の機会の確保」「(3) 地域での自立生活の推進」の3つを引き継いで参ります。また、その下の6つの計画推進の基本的な方策に沿って施策を推進して参ります。

裏面をご覧ください。各計画の概要でございます。まず、「5障がい者支援計画」です。第1章から第6章まで、日常生活に関わるあらゆる場면을6つに分けて構成し、福祉施策だけでなく、保育、教育、就労、医療など、障がい者施策に関わる様々な分野の基本的な方向性を示しております。まず第1章「共に支えあつて暮らすために」におきましては、2の情報・コミュニケーションの2つ目になりますが、電話リレーサービスなど、新

たな法整備された点について盛り込んでおります。次の第2章「地域での暮らしを支えるために」におきましては、1の権利擁護・相談支援、3つ目になりますが、親亡き後に備え、地域生活を面的に支援するため、課題を整理し、体制を整備して参ります。また、4つ目になりますが、福祉介護人材の確保のため、積極的な周知広報の取り組みを推進することを盛り込んでおります。また、2の生活支援の2つ目になりますが、医療的ケア児や家族が身近な地域で利用可能な短期入所事業の実施を検討いたしますと共に、介護技術の向上を目的とした研修等の実施に努めて参ります。次の第3章「地域生活への移行のために」では、1の施設入所者の地域移行の1つ目になりますが、施設入所者に対していろいろな働きかけができる仕組みを作って参ります。次に第5章「住みよい環境づくりのために」におきましては、2の安全安心の1つ目になりますが、現行計画においても、避難支援プランの作成など、地域における救出救護の充実を引き続き図って参ります。2つ目でございますけれども、新型コロナウイルス感染症と新型コロナウイルス感染症の発生時において、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、各分野が連携して支援する体制の整備を行って参ります。次に第6章「地域で安心して暮らすために」の1、保健・医療では、外出することが困難な精神障がいのある人が安心して参加できる居場所づくりを行って参ります。次に下の6「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」でございます。ここでは、計画策定に係る国の基本指針等に基づき、成果目標とサービス見込み量を設定しております。

「(1) 成果目標」につきましては、記載にございますように、1の施設入所者の地域移行者数などの7つの項目を設定しております。6の相談支援の充実強化と、7の障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制構築につきましては、本計画からの新たな項目となっております。(2)の「主な障がい福祉サービスの見込量」についてでございますが、これまでのサービス利用実績などを踏まえ、令和3年度から今後3年間の各福祉サービスごとの見込み量を設定しております。資料では、大きく、訪問系、通所系、居住系に分類しており、全体といたしましては、増加していくものと見込んでおりますが、一番下の施設入所支援につきましては、地域移行を進めていくことから、減少すると見込んでおるところでございます。右側に参考といたしまして、障がい者手帳所持者数の推移を記載しており、身体障がい者手帳は、この間、横ばいから微増となっておりますが、療育手帳、精神障害者福祉手帳は、それぞれ増加傾向が続いている状況となっております。簡単でございますが、私からの説明につきましては以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

## 白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。障がい者の計画。3つに分かれているわけですが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。まずは、本日まで出席されてる皆さん方でいかがでしょう。ございませんか。ではウェブでご参加いただいている皆さん方で何かございませんか。ないでしょうか。いかがですかね。

それでは私の方から、1つご質問させていただきますが、これはもう障がいだけではないんだと思うんですが、コロナで先程からも出ていますが、これまでなかなかいろいろな関わりが持てないというような問題。こういうようなことが、高齢でもいろんな弊害が出ていて、認知症が非常に進んだ、PTSDがひどくなったとか。そういう話があったりするわけですが、何かそういうものに対応する何かってのは、障がい者計画の中に書いてありますね。障がい福祉サービスを継続利用できるように、まあこれも高齢の方も、BCPという事業の継続計画を作れという、どういうような状態になってもサービスが利用できると、何かその辺りをちょっと具体的にお話をいただければありがたいです。いかがでしょう。

## 事務局（小谷障がい者施策部障がい福祉課長）

障がい福祉課長小谷でございます。委員長がご指摘のコロナ禍における関わりの問題についてでございますけれども、まず、事業所がしっかりと利用者の方に支援ができるよう、例えば通所されるサービスでございましたら、在宅での利用におきましても、電話でのいろいろなやりとりでありますとか、家庭に訪問してのサービスの継続ですね、こうしたことにつきましても、サービスの対象とされるような状況となっておりますこととありますとか、例えば、就労支援の事業者なんかが多いんですけれども、リモートワークによる就労支援を行っていくようなことが、今回このコロナ禍において、改めて活発に活用されていくような状況となっているような状況にありまして、国の方と大阪市の方から、そのリモートワークに必要な整備助成ということも行わせてもらったような状況となっております。いずれにしましても、このコロナ禍でも、高齢の方もそうですが、障がいのある方へのサービスというのは、必ず継続されないといけないというような状況でございますので、そうしたことが続くような仕組みとなるよう国の方にも働きかけなどもさせてもらっているところでございます。以上になります。

## 白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。他に皆さん方、ご質問ございませんでしょうか。ないようでしたら、障がい者の大阪市の障がい者計画、につきましてはこれで終わりにさせていただきたい。永岡先生。どうぞ。ご質問ください。失礼いたしました。

## 永岡委員

よろしいでしょうか。全体に関わることで気になった点ですが、これは言うまでもないことなんですけども、今、貧困の実態も広がってきてまして、繋がりまで地域で非常に難しい状況で、努力をすごくされているところだと思うんですけども、やはりそういう地域での繋がりや人の繋がりと同時に、人権を守る基礎的な制度の仕組みや、共通の基盤や条件をしっかりと作らないといけないと思ひまして。そういう点では、この計画の中でも、このボトムアップで国の政策や制度に対して、どうそれを推し進めていくか、それを先取りして、大阪でどういう活動をしていくか、そういう全体との関係で総合的に発展させるような力動的な計画の進め方というか、具体的にどう進めるか、実際にその中でどうしていくか、そこを作っていくって力動的にこう押し上げていくような、そういう部分も含めた計画にぜひお願いしたいと思ひまして。何か今まで決まった形だけでやるよりも、そこから作り出していくような部分も計画の中に入っているといいなと思ひました。あともう1つは、専門的な今の担い手を広げていく上で、地域での福祉教育も重要ですけども、大学や専門機関との連携の部分も計画の中でさらに具体的なところで検討していただければというふうに思ひました。以上です。

## 白澤委員長

はい、ありがとうございます。これ、1件ちょっと事務局からも意見をお聞きしたいと思ひますが、今は、各高齢者とか障がいとかじゃなくて全体としての話で1点。まあ要するに国が決めた計画を、それぞれの市町村が計画を立てる。その時にやはり、大阪市らしい住民のそういうボトムアップの中で、国が言っていることを超えた、住民が主体的に活動できる、或いは専門職が随分生かせる、そういうような計画づくりにしてほしい。この3つの計画の中でこういうところにそういうものがあるんだっていうようなことを少し、あればですね、ご説明いただくといいんじゃないか。或いはこういうことを伸ばしてい

たいということもあればと思うんですがいかがでしょうか。それでは地域福祉の方で、はいどうぞ。

#### **事務局（伊藤福祉局生活福祉部地域福祉課長）**

ご意見ありがとうございます。力動的なというところで、まず永岡委員がおっしゃったようなベーシックなところの人権という部分につきましては、地域福祉計画の、地域福祉計画っていうのはまさしく障がいにも高齢にも保健福祉の分野にも関わる計画になるんですけれども、計画の基本理念を考えていく上で、一番最初にその人権尊重の視点というところを掲げさせていただいています。今、様々の厳しい状況に置かれている方たちがたくさんいるわけですが、その中でも、その地域を構成する一人一人の方達が、誰もが保障されている権利を当たり前に行使できる社会である、そういう人権尊重の視点というのがまずベーシックなものとしてあってしかるべきであるというところをベースにして、計画の基本理念の視点とさせていただいているところでございます。また、今委員長の方からもお話がありました住民主体というところですが、地域福祉基本計画がまさにその地域の方々の一番身近な計画ということで、この地域福祉基本計画自体は、大阪市の全体的な計画ということでやっておりますけれども、一体として、計画している各区の地域福祉計画の中でも、様々な各区の実際の住民の方々の生の意見を聞きながら一緒に作っていくと。そしてまた社会福祉協議会の方々とも連携しながら、策定をしていっているところです。そういったところで、住民主体の様々なご意見ですとか考え方を取り込みながら、計画として、具現化していくようなことを進めていっているところでございます。以上でございます。

#### **白澤委員長**

はいどうもありがとうございます。他の計画で何かお話いただくことがあれば、よろしいですか。

永岡委員からの話というのは、与えられたものからやはり大阪市らしい、なおかつ住民がきちっと主体的に参加できるような、そしてそのベースには人権というのがきちんと守られるような、そういうことができる計画を作ってほしいという、これは答えてほしいというよりも、今後の要望だというふうにご理解をいたしましたのでお伝えしておきたいと思います。

もう1点は介護人材の話で、先ほどから出ている話の中で、もっと教育との連携というのは大事なのではないかと。今回、それぞれの計画って本当は福祉局だけの話じゃなくて、教育委員会やこども局とも実は関係している部分が随分あるわけですが、そういうものをやっぱり計画の視野の中にきちっと入れて、昔は局を越えて関係者には参加して欲しいというようなことを随分言った時期もあったんですが、そういうような関係部局との関連の中で計画を作っていただいて、この介護人材だけの話じゃないと思うんですが、今日永岡委員から介護人材の話でそういうお話がございましたので、そういうこともぜひ視点に置いて進めていていただきたい、こういうふうに思います。他にウェブの方々で、ございませんでしょうか。それでは、小山委員どうぞ。

#### 小山隆委員

全体を通して、中身の詳細を見たら書いてあるのかもわからないですけど、この計画は期が進んでいくものなので、前期の評価というのをしっかりしていった上で、最近の流行りで言うとPDCAと言ったりしますが、前期はこういう目標を立てた、それに対してここまでできた、一方ではここまではできてなかった。そして、それに対して、今後こういうふうにしていこうと思うというふうな、何かこう前期との関係があまり今日のご説明の中では見えなかったんですけど、そんなことをもっていただけたら嬉しいなと思うのが1つと、抽象的な、一層進めますとか、連携を図りますとか、人権は尊重します、というのはこれは10年前からわかっていることですから、そうじゃなくてそれをわが計画では現実の施策として何をするのか。僕がわかってない、あるいはこの計画では無理なのかもしれないですが、定量化を一定して行って、定量化の達成度についてこれまた、チェックに繋がってくるわけですけども、そういう視点をもうちよっと、あんまり細かいときりがないんで、サブの部分になるんでしょうけれど。大きいところで僕やっぱりこの場で、今からしろとは言わないんですけど、総じて言うと、そういう、全般にしっかりと繋がりを図りますっていうのは具体的にはこんなことであり、こんなことを目指していたけど、実際には今期ではできなかった。だから次期はこんなふうにより改善していくんだ、予算も投入するんだみたいな、口で言うのは簡単でできる範囲は留まりますけど、心掛けていただけると嬉しいな、と全体を通しての感想を持ちました。すみません。以上です。

#### 白澤委員長

まあP D C Aサイクルということで、それぞれ国から求められている事業所っていうかサービス料みたいなものは出しているんだろうとは思いますが、そういうものについてもやっぱりP D C Aサイクルで一定の具体的な量をきちっと見積もり、ゴール設定していく。こんなことが大事なんじゃないかということです。何か各計画でこれだけもう少し言っておきたいという、事務局の方でありましたら、ご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。

これは先ほどの永岡委員の意見とも繋がっていると思うんですが、国からこういうようなサービス料を出しなさいっていうのは、当然P D C Aサイクルの一環で出ているわけですが、それがどこまで達成できたかって当然見るわけですが、フォーマルなそういうものというのは結構出せるわけですが、現実には地域の中のこういうボトムアップに作っていくようなものってなかなか数的に出しづらい部分がある。そこもやはりきちんとゴールを設定してやってほしい。それは先ほどの永岡委員の、大阪市らしい住民の方々がどういう形で活動に参加するようなそういう仕組みを作っていくのかということにも全部関係していると思いますから。ぜひそのあたり、今後の計画に生かしていただきたいということで、コメントというふうにさせていただきたいと思います。

他にございませんでしょうか。事務局、ないですね。ないようでしたら、これで障がい者計画についてもお認めをさせていただきまして、事務局の方に返させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

#### **事務局（稗田福祉局総務部経理・企画課長代理）**

白澤委員長、ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、長時間にわたりご参加いただきありがとうございます。本日報告させていただきました3計画につきましては、3月31日にホームページ上でご覧いただけるよう準備を進めております。本日は時間に限りもございましたので、ご意見などお気づきの点がございましたら、後日にでもメールやファックスなどでお知らせいただきましたら幸いです。それではこれもちまして、本日の社会福祉審議会総会を終了させていただきます。ウェブでご参加の皆様は、退出ボタン或いは切断ボタンを押していただきますようお願いいたします。ありがとうございます。なお、本会場にいらっしゃる委員の皆様におかれましては、本日机の上に3冊のファイルが置いてありますが、こちらの郵送を希望の方には後日お送りいたしますので、お席の前にあるお名前の紙をファイルの上に置いてご退席

ください。本日は誠にありがとうございました。